

軽井沢町教育委員会名義使用承認に係る取扱基準

第1条 この基準は、軽井沢町教育委員会名義使用の承認に関する規程（平成26年教育委員会規程第1号）により準用される軽井沢町名義使用の承認に関する規程（平成24年輕井沢町規程第2号）第4条第3号に規定する営利を主たる目的としない事業の判断基準等について以下のとおり定める。

第2条 営利を主たる目的としない事業の判断基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として、入場料、参加費等を徴しない事業であること。
 - (2) 物品の販売、その他これらに類する行為を主たる目的としない事業であること。
- 2 前項の規定に関わらず、入場料、参加費等を徴する事業であつて、収支予算の収入合計額が支出合計額以下である場合は、営利を目的としない事業とみなす。

第3条 名義使用承認の対象とする事業は、町内で実施する事業とする。ただし、国、地方公共団体その他教育委員会が特別に認める事業については、この限りでない。